

松本市宿泊税の制度概要

令和7年4月
松本市

目次

▶ 1	はじめに — 松本市の観光の現状と課題	1
▶ 2	松本市の観光の目指す姿と財源の必要性	2
▶ 3	なぜ宿泊税なのか	4
▶ 4	なぜ独自課税が必要なのか	6
▶ 5	宿泊税導入検討の経過	8
▶ 6	松本市宿泊税の制度概要	9
▶ 7	今後のスケジュール	11

1 はじめに - 松本市の観光の現状と課題

松本市の観光入込客数は、2013年をピークに横ばいからやや減少傾向にあります。

夏季から秋季にかけて観光客が集中し、冬季は大きく落ち込むという季節変動が課題です。

特定の観光地（松本城、上高地）への集中によるオーバーツーリズムも懸念されています。

観光産業における労働力不足も深刻化しており、サービスの質の低下につながる可能性も指摘されています。

インバウンドの受け入れ体制の強化や、消費額の高いターゲット層への誘致も重要です。



これらの現状と課題を踏まえ松本市の観光の目指したい姿を再設定し、取り組むための指針として松本市観光ビジョンを作成しました。

2 松本市の観光の目指す姿と財源の必要性

あなたと“いきたい”まち ～^{つな}繋がる・触れる・彩る 松本～

私たちの誇りである大いなる自然と文化は、
日常生活に溶け込み、心に根ざし、次の世代へと^{つな}繋がっていく。

このまちに住んでいる人と、集う人が、
互いの日常に触れ、幸せを感じることで、
大切な人とまた行きたいと思う。このまちで共に生きたいと思う。

**その循環によって、
このまちをさらに彩り豊かにしたい。**

それが私たちの願いであり、目指したい松本の姿です。



「松本市観光ビジョン」で検索

○松本市を訪れる旅行者を「短い期間松本に住まう市民＝短い市民」と捉え、観光を通じて松本市の持つ文化、歴史、芸術性、環境などに興味を抱き、愛着を持ってもらい、住む人、訪れる人、多様な人々が認め合い、互いを受け入れる開かれた観光地を目指しています。

2 松本市の観光の目指す姿と財源の必要性

観光ビジョンが目指す「あなたと“いきたい”まち」の実現に向け、松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進し、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興施策を展開するための財源を生み出す必要があります。

【検討委員会で検討された主な使途】

1 観光サービス及び受入機能の強化・高度化

多言語対応、ユニバーサルデザイン化、二次交通の機能強化、キャッシュレス決済環境整備、観光産業の人材育成、労働力不足対策

2 観光の高付加価値化と効果的な情報発信

データに基づいたマーケティングの強化、高付加価値コンテンツの開発、情報発信プラットフォームの再構築、ターゲットを絞った効果的なプロモーション

3 市民生活との調和

地域住民のウェルビーイング向上に資する事業、観光に関する意識調査、地域観光人材の育成

4 危機対応力の強化

観光客の安全確保に向けた情報発信、緊急時対応体制の強化

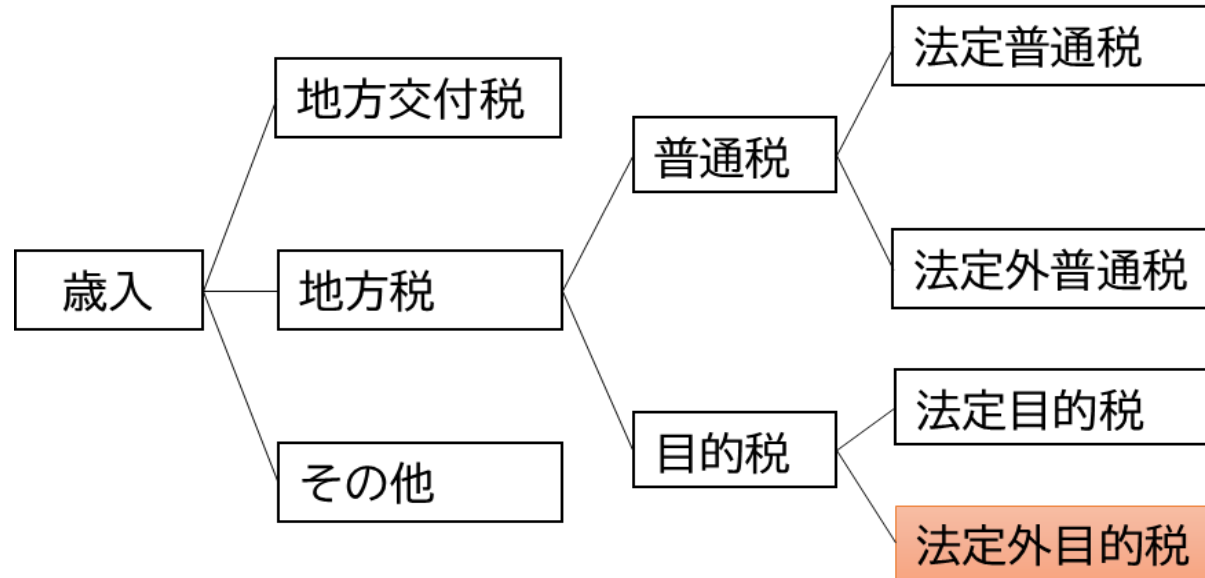
○これらの施策を展開するうえで、持続的・安定的な財源が必要です。

○取組みに必要な財源として松本市民の税金のみでなく、「短い市民」である旅行者にも一定程度の負担をいただき、旅行者とともに好循環を創出したいと考えています。



新たな観光振興財源の確保が必要であると結論付けました。

3 なぜ宿泊税なのか



市町村民税、固定資産税、
軽自動車税、市町村たばこ税 等

別荘等所有税（熱海市）
歴史と文化の環境税（太宰府市）

入湯税

鉱泉浴場における入湯行為

宿泊税

宿泊施設における宿泊行為

○地方税：自治体が地域から得る収入

↓ 地方税には普通税と目的税があります

○普通税：税の使途が特定されておらず、一般的な行政サービスに使われる税

○目的税：税の使途が特定されていて、特定の目的に使われる税

↓ 目的税には法定税と法定外税があります

法定税と法定外税

○法定税：地方税法に定める税目→入湯税等



環境衛生施設の整備
鉱泉源の保護管理施設の整備
消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
観光の振興（観光施設の整備を含む）

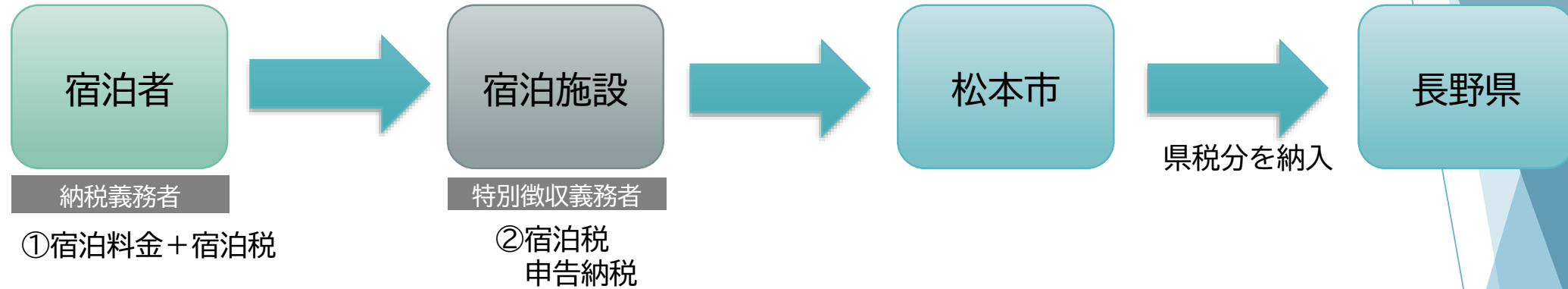
○法定外税：地方公共団体が条例により新設することができる税目

宿泊税は法定外目的税に該当

3 なぜ宿泊税なのか

宿泊税とは

- 地方税の一種で、自治体が用途を決めることができる法定外目的税です。
- 宿泊税は自治体が徴収します。宿泊税は税金のため、自治体の徴収には強制力があります。
- 宿泊税の税率は旅行者の担税力や税収の目標等を勘案して、条例によって規定されます。



- 納税義務者である宿泊者は、宿泊料金に上乗せして宿泊税を支払います。
- 特別徴収義務者である宿泊施設は、徴収した宿泊税を松本市に長野県税分も含めて申告納税します。
- 松本市は宿泊税の税収に対し、議会の予算承認を経て、宿泊税の目的や用途に沿った観光事業を実施します。

宿泊税以外による財源確保の手法について

- 分担金、負担金、使用料、手数料とも受益と負担が限定的になります。
- 寄附金は、安定的財源とは言い難いです。

宿泊税が財源確保の手法として最適であると結論付けました。

4 なぜ独自課税が必要なのか

長野県宿泊税の制度概要

- ・ 県内の宿泊施設の宿泊者から1人1泊300円を徴収
- ・ 主な使途：世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施
 - ・ 長野県らしい観光コンテンツの充実
 - ・ 観光客の受入環境整備
 - ・ 観光振興体制の充実

○一般市町村(独自課税しない市町村)の場合

県事業・広域的補助事業／
市域への補助事業

重点交付金

一般交付金

○メリット

- ・ 徴税経費が県負担のため市町村は負担がない。

○デメリット

- ・ 市町村への配分は不透明
- ・ 県の徴税経費が差し引かれる分目減りする。
- ・ 重点交付金の用途が限定的

県の重点施策テーマに沿う市町村事業への交付金

宿泊者数に応じた各市町村への交付金

(ただし、県の徴税経費を差し引かれた上で交付される見込み)

独自課税をしない一般市町村では、徴収事務を県が担うため、徴税事務・経費等の負担が抑えられるというメリットがあります。

一方で、県からの重点交付金については、その使途が県の方針に沿った事業に限定される可能性があり、市町村独自の施策展開が制約されることも想定されます。

4 なぜ独自課税が必要なのか

松本市宿泊税の制度概要

- ・市内の宿泊施設の宿泊者から1人1泊県税分150円+市税分150円を徴収し、150円を県へ納入
- ・主な使途：観光ビジョンが目指す姿の実現に向けた施策
☞ P3「2 松本市の観光の目指す姿と財源の必要性」に記載

○独自課税市町村

県税分(150円)

市税分(150円)

○メリット

- ・市税分について、主体性を持って使途を決めることができる。
- ・県税を徴収するため、県から事務手数料が支払われる見込み

○デメリット

- ・市の徴税事務・経費が発生する。

松本市が独自に宿泊税を課税する場合、徴税に伴う事務や経費負担は生じるものの、県税として徴収される場合と比べて**税收規模が拡大**します。

また、独自の裁量で柔軟かつ戦略的に使途を決定できるため、松本市ならではの特色ある観光振興策への**積極的な投資**と、地域への**効果的な還元**の好循環を生み出すことができます。



松本市として独自課税すべきであると結論付けました。

5 宿泊税導入検討の経過

松本市

- 令和6年3月 (一社)松本観光コンベンション協会が市長へ松本観光コンベンション協会の財源確保に関する要望書」を提出
- 5月 市議会第1回臨時会にて市長が宿泊税導入を検討する考えを表明
- 10月～ 第1回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催
①松本市における新たな財源確保の必要性
②長野県(仮称)宿泊税の制度設計概要
③松本市独自課税の必要性
④税の使途の方向性
- 11月 第2回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催
①松本市の宿泊税の使途について
②宿泊税の制度設計について
- 令和7年2月 第3回松本市観光振興のための財源確保検討委員会開催
①提言書案を協議
- 3月 松本市観光振興のための財源確保検討委員会が市長へ「松本市観光振興のための財源確保に関する提言書」を提出

長野県

- 令和5年7月 県知事が長野県観光振興審議会(以下「県審議会」という。)に新たな観光振興財源の検討について諮問
- 10月～ 県審議会が長野県観光振興財源検討部会において観光振興財源を検討
- 令和6年4月 県審議会が県知事に新たな観光振興財源の検討について答申
- 令和6年6月 県議会6月定例会の提案説明の際に、知事が「(仮称)観光振興税について令和8年4月の導入を目指して検討している」旨を表明以降、県及び庁内関係課と協議
- 9月 「長野県観光振興税(仮称)骨子」に対するパブリックコメントの実施
- 10月 「長野県観光振興税(仮称)骨子」に係る県民説明会を開催
- 11月 県条例案の提案を先送り
- 12月 県民意見交換会を開催
- 令和7年2月 「長野県宿泊税制度案」を公表
- 3月 「長野県宿泊税条例」が県議会2月定例会で可決

6 松本市宿泊税の制度概要

	松本市	長野県
名称	松本市宿泊税	長野県宿泊税
課税客体 (長野県に準じる)	宿泊行為	
納税義務者 (長野県に準じる)	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者
	・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	
特別徴収義務者 (長野県に準じる)	上記施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者	
税率・税額	定額制 300円 ただし、制度開始3年間は200円	定額制 1泊1人150円 ただし、制度開始3年間は100円
免税点 (長野県に準じる)	6,000円(素泊まり・税抜き)未満の宿泊料金の場合徴収しない	
課税免除 (長野県に準じる)	・学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校が行う教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設が主催する行事として宿泊する場合 (※ 学校、施設の長が証明するものに限る。)	

6 松本市宿泊税の制度概要

	松本市	長野県
用途	[使途方針] ① 観光ビジョン(令和6(2024)年3月～)に基づく施策に充当 ② 観光客の利便性、満足度向上と消費拡大に繋がる施策に充当 ③ 既存事業への予算充当ではなく、新規事業や拡充事業に充当 [使途項目] ① 観光サービス及び受入機能の強化・高度化 ② 観光の高付加価値化と効果的な情報発信 ③ 市民生活との調和 ④ 危機対応力の強化	1 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実 2 市町村への交付金 ※使途は県が限定する見込み 3 徴税経費・広報経費等
罰則規定 (長野県に準じる)	① 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ② 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ③ 納税管理人に係る不申告に関する過料	
財源管理	松本市宿泊税基金を設置し管理	長野県宿泊税基金を設置し管理
使途検証	有識者会議を立上げ、毎年度検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議(県観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会(仮称))により毎年度検証

6 松本市宿泊税の制度概要

	松本市	長野県
制度見直し期間 (長野県に準じる)	導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討	
特別徴収義務者の 負担軽減	税導入に係るシステム改修費用に対して所要額を支援	・税導入に係るシステム改修費用に対して所要額を支援（独自課税市町村は、当該市町村の支援制度による） ・税導入を契機にシステムの新規導入や機能拡充に対する補助制度を創設 ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・申告納入を月1回から3か月に1回とする特例を設定など
施行予定 (長野県に準じる)	令和8（2026）年6月	

7 今後のスケジュール

令和7年4月 （仮称）松本市宿泊税条例骨子案パブリックコメントの実施

9月 （仮称）松本市宿泊税条例 議会提出